

医師会の平成16年度一般会計収支計算書において、収入の部に「前期繰越収支差額として、71,099,736円」また、支出の部に「次期繰越収支差額として、71,571,818円」計上されている。

このことは、平成16年度を通じて、前年度からの繰越金がそのまま次年度に繰越されていることを表し、収支計算書上においても多額の剰余金が存在することを意味する。

医師会が円滑な県の医療行政を行うにあたって非常に重要な協力団体であることは理解できるが、長年にわたる定額補助により補助目的に対する評価が十分に行われていなかったことによるものと考ええる。

医師会の経営状況は、自立した事業運営ができるレベルにあるものと考ええる。そのことを踏まえて、公益上の必要がある事業として助成する事業は何かを具体的に明示し、事業助成の成果を検証できる仕組みとする必要がある。定率補助方式について検討されたい。

(2) 山梨県歯科医師会学術研究等事業費補助金

交付先	(社) 山梨県歯科医師会
根拠法令等	山梨県歯科医師会学術研究等事業費補助金交付要綱
事業の目的	県内の歯科医師を中心とした歯科医療従事者を対象に、研修会を通じて歯科医学・歯科保健等に関する知識を向上させて、歯科医療従事者の養成・確保及び良質な医療の提供に資する。
事業の内容	県歯科医師会の以下の事業に助成。 1) 歯科医師およびその他の歯科医療従事者を対象とした講演会・研修会 2) 会誌の発行
補助開始時期	昭和50年度
補助終期	明確な定めがない。
補助金額	1,720,000円(県単)
算定方法	定額
担当部署	福祉保健部医務課

① 補助対象事業の見直しを行うべきもの

この補助は、昭和50年度から定額で補助してきた事業である。歯科医師会が円滑な医療行政を行うにあたって非常に重要な協力団体であることは理解できるが、長年にわたる定額補助により補助目的に対する評価が十分に行われていなかったこともまた事実である。

ここで、当該補助金の効果測定の方法は、研修会等への出席率の評価をすることとされている。平成16年度の出席率は、11.89%（セミナー等平均出席者数/終身会員を除く会員423名）となっている。当該出席率が一概に高い低いとは断定できないが、県民の歯科保健状態の改善を図るために歯科医療従事者の技術や知識の向上を図るという必要性から、補助事業とされていることに鑑みれば、出席率を向上させる具体的な事業を実施するよう指導を強化すべきである。

また、本来、歯科医師は自らその知見を広め、技量を磨くことが職業専門家としての当然の責務であると考ええる。この点から鑑みて、歯科医療の資質向上を目的とする学術講演会等の開催事業への補助は、他の団体への助成の趣旨と比較して公平性の観点から疑義なしと言い切ることが難しいと考える。

他の職業専門家団体においても、その職業に必要な技術、知識の習得に当たり講習会や講演会を開催しているが、その費用は、会員各自の会費により賄っているものが大半である。補助団体の経営状況から考えても、助成の必要はないと判断するのが相当である。

補助対象事業について、公平性の観点及び必要性の観点からの見直しを行うべきである。

(3) 山梨県病院協会学術研究等事業費補助金

交付先	(社) 山梨県病院協会
根拠法令等	山梨県病院協会学術研究等事業費補助金交付要綱
事業の目的	会員である県内の民間病院の関係者（事務担当者他）を対象に研修会を通して医療・病院経営に関する最新の知識を習得させるとともに、県民を対象とした医療相談会等を行うことで、保健医療従事者の養成・確保と県民の健康作りの推進に資する。
事業の内容	病院協会が実施する以下の事業に助成。 ・ 病院の経営管理及び学術研修会の開催 ・ 県民対象の医療相談及び講演会 ・ 看護師の養成・確保のための勉強会開催、永年勤続者の表彰・病院説明会の開催
補助開始時期	昭和50年度
補助終期	明確な定めがない。
補助金額	1,440,000円(県単)
算定方法	定額
担当部署	福祉保健部医務課

① 補助対象事業の見直しを行うべきもの

この補助金の事業目的に、「会員である県内の民間病院の関係者を対象に研修会を通して医療・病院経営に関する最新の知識を習得させる」とこととあるが、本来、各病院の医療レベルアップ及び各病院間の連携を密にした、より柔軟なサービスの提供、また、病院関係者の知識及び技術の習得は、病院協会の収益によって賄われるべきである。なぜなら、県民が安心して利用できるように病院関係者の技術向上を図ることは、病院協会の本来的な役割に他ならないからである。この点から鑑みて、医療関係者の資質向上を目的とする学術講演会等の開催事業への補助は、他の団体への助成の趣旨と比較して公平性の観点から疑義なしと断言することが難しいと考える。

他の職業専門家団体においても、その職業に必要な技術、知識の習得に当たり講習会や講演会を開催しているが、その費用は、会員各自の会費により賄っているものが大半である。

補助対象事業について、公平性の観点からの検討を行うことが必要である。また、病院協会の近年の収支決算書における収入の部から支出の部を差し引いた「次期繰越額」の推移は、表のとおり、近年、次期繰越額が増加する傾向にある。

このことは、病院協会が自立した事業運営が可能なレベルにあり、その傾向が定着してきていることを示すものである。補助団体の経営状況から考えても、助成の必要はないと判断するのが相当である。

補助対象事業について、公平性の観点及び必要性の観点からの見直しを行うべきである。

山梨県病院協会収支決算書

年度	次期繰越額(円)
平成11年度	4,930,199
平成12年度	8,296,236
平成13年度	11,901,354
平成14年度	14,988,541
平成15年度	17,828,680
平成16年度	19,175,853

(4) 歯科衛生士養成所運営費補助金

交付先	山梨県歯科衛生士専門学校
根拠法令等	山梨県歯科衛生士養成所運営費補助金交付要綱
事業の目的	県内唯一の歯科衛生士養成所である山梨県歯科衛生士専門学校に対して運営費を補助することにより、専門学校の健全かつ安定した経営を図り、歯科衛生士の安定的供給を確保する。

事業の内容	山梨県歯科衛生士専門学校の運営費に対する助成。
補助開始時期	昭和47年度
補助終期	明確な定めがない
補助金額	2,657,000円(県単)
算定方法	前年度交付額×前年度人事委員会勧告率
担当部課	福祉保健部医務課

① 補助金額の算定方法を改めるべきもの

この補助金は、歯科技術者充足対策の一環として、昭和47年度当初において県単補助制度として創設された。

元来、歯科技術者養成費は、准看護婦に準じるものとして准看護婦養成所基準額(国補ベース)に100/116(=昭和48年度 歯科衛生士養成所県単補助額 / 昭和49年度 准看護婦(国補)基準額)を乗じた金額の1/2を補助していた。

平成16年度の補助金額は、平成3年度の補助金(基本的に上記算定方法をベース)に、前年度人事委員会(要綱どおり)の勧告ベースを乗じた金額を補助するものとなり(下表参照)、実質的に定額補助となっている。しかし、この補助金額の算定方法は、運営費の補助であるから事業と関連する形で求められるべきものである。また、定額補助は、長期的には既得権化し、毎年補助金を当てにして事業予算が立てられ、結果的に補助事業者の自助努力を減退させ、補助金の縮減にはつながりにくいという弊害がある。

この制度がスタートした昭和47年度の県内就業の歯科衛生士の数は107人で、平成16年度には669人となっている。また、平成16年度の県内歯科診療所数は423箇所、医療施設従事歯科医師数は571人となっている。年48人の定員で運営している専門学校に助成してきているが、歯科衛生士数がスタート時の6.2倍強となった現在、スタート時の補助額算定方式のまま維持されることが妥当なのか検討の時期に来ている。

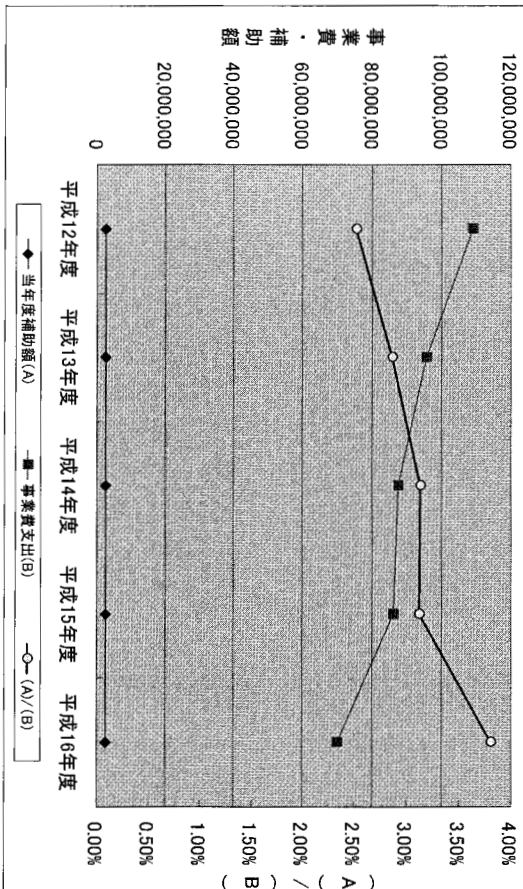
「平成16年度山梨県歯科衛生士専門学校収入支出決算書」において、事業費支出の予算額が76,725千円、決算額が69,837千円と予算額より9%も減少している。この原因は、歯科衛生士専門学校が現行の2年制から3年制へと移行されたことによる施設の拡張の必要性が生じたため事業費の削減努力をしたためで、この結果として事業外支出として学校会計積立金(施設整備費積立金)を850万円(予算より800万円多く)積み立てている。このことは、事業費の削減に迫られた結果、事業費の縮小が実現したことを意味する一方、この補助金の算定方法では、事業費の削減にはつながらないことも意味している。

助成対象事業の効率的な執行への動機付けが働くような補助額算定方法とするよう改めるべきである。

補助金額の算定方法の推移

年度	算定方法	補助金額(A)
平成3年度	(10,100円(H2准常基準額)×96人+4,603,000(定額))×100/118×1/2	2,401,000 円
平成4～11年度	前年度実績 × 前年度人事委員会報告	
平成12年度		2,735,000 円
平成13年度		2,742,000 円
平成14年度		2,742,000 円
平成15年度		2,742,000 円
平成16年度		2,687,000 円

運営費補助金と事業費



(5) 県営病院事業会計への繰出

交付先	県立中央病院、北病院
根拠法令等	地方公営企業法
事業の目的	県立病院の健全化を促進し、その経営基盤を強化する。
事業の内容	3次医療機関に位置付けられている県立中央病院及び精神保健福祉医療の中心である北病院の経営基盤の強化のため、地方公営企業法に基づき、県が運営費用の一部を負担するための支出である。
補助開始時期	昭和45年度
補助終期	明確な定めがない。
補助金額	425,940,000 円 (県単独)
算定方法	補助金は「研究研修費」「託児所運営費補てん」「共済組合追加費用」に区分されている。各算定方法は注参照。
担当部署	福祉保健部医務課

(注)

○ 県(一般会計)が県立中央病院及び北病院へ繰出金として支出する負担金・補助金については、地方公営企業法第17条の2において、地方公営企業の経営による収入をもって充てることが適当でない経費や効率的な経営による収入をもって充てることが客観的に困難な経費については、県が負担金その他の方法により経費を負担することとされ、さらに、同法第17条の3において、県は災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、前述の負担金とは別に補助をすることが出来る旨を規定している。

今回の監査対象は、同法第17条の3の規定に基づく補助金である。特別の理由による補助の必要性、補助額の算定について各補助項目別に監査した。

○ 【研究研修費】 補助額 22,705 千円

医師及び看護師等の研究研修に要する経費で、新しい医療技術や資質向上を図るための支出に充てるための経費補助である。補助額の算定は、県が算出した研究研修費から受託研究費等の他機関からの受入れ金を控除した額の1/2としている。

研究研修費の内訳は、「研究材料費」、「手術指導医等への謝金」、「図書費」、「旅費」及び「研修雑費」である。各費用の算出基礎は次のとおりである。

	補助額の算定基礎
研究材料費	病院から提出された研究材料要望一覧を参考に算定する。
手術指導医等への謝金	中央病院：診療科毎に教授 70,000 円、助教授 60,000 円に延べ人数を乗じた金額。 北病院： 講師謝金に延べ人数を乗じた金額。

図書費	病院から提出された図書購入一覧を参考に算定する。
旅費	過去の実績額に基づき算定する。
研修経費	過去の実績額に基づき算定する。

- 【院内託児所委託料】 中央病院のみ補助額 12,231 千円
看護師確保対策として夜間、早朝の託児所委託費の補助である。補助額の算定は病院が締結している外部との業務委託契約額 18,345 千円の2/3に相当する金額(うち国庫補助が 1/3 あるため、実質的には県の支出は委託額の 1/3)である。

○【共済租合追加費用】 (391,004 千円)

この費用は、昭和37年、恩給制度、退職料制度及び各種共済制度を統合した地方公務員全体に適用される「地方公務員等共済組合法」の成立により、地方公共団体等が負担すべき金額(追加費用)として、給与額に一定の率(総務省告示により定められる)を乗じた額である。県立病院の職員に対しても同規定の適用があり、この負担分については、総務省から補助金により区分することとされており、地方公営企業法第17条の3の規定に基づく補助金として繰り出している。

① 繰出基準を明確にすべきもの

この繰出に関する現実の運用についてみたところ、研究研修費のうち研究材料費及び図書費は病院側からの要望一覧に沿った形で繰出金の予算枠が算定されており、これに沿って繰出しが行われている。

補助に対する検証はされることはなく、前年実績により予算額を計上し、繰出額としていることは、県に支出の合理性や支出効果の検証の機会がないことを意味する。地方公営企業法の定めによるものはいえ「繰出」という名の補助について、その対象事業の執行状況を検証するプロセスが組み込まれていない仕組みは認容しがたい。速やかに係る状況の解消に着手すべきものと考えらる。

また、手術指導医等への謝金については、県の繰出金基準による算定額 15,326 千円に対し実際の病院の実績額は 34,597 千円と大きく乖離している。予算枠の範囲内での補助金を繰り出すという手法を改め、補助の目的である新しい医療技術や資質向上させるための医師及び看護師等の研究研修に要する経費がどの項目にどの程度必要とされているかを把握し、適切な繰出基準の策定を検討すべきである。

平成17年10月県立中央病院経営健全化委員会の答申の趣旨「一般会計繰入金は、繰入金額の縮小について不断の努力を行うとともに、地方公営企業法に基づいて運用するものとし、地財単価(注参照)をベースとした全国

標準的な金額を繰り入れる仕組みを確立するとともに、県民にわかりやすく公表していくべきである。」も踏まえて、繰出基準を定めるべきである。
(注) 地財単価：地方公共団体の歳入歳出総額を定めた地方財政計画において、普通会計から公営企業会計に繰り出される経費が見込まれおり、その積算の基礎となった単価。

また、平成12年度山梨県包括外部監査において、山梨県立中央病院及び北病院の病院事業の管理にかかる監査報告に対して、県の措置として報告された内容は次のとおりであった。

指摘事項	県の措置状況報告
・繰出基準が正式に決裁されたものでなく、合意文書になっていない。 ・繰出基準額が予算数値で計上、実績に直されていない。 ・基準額どおりに繰出しがされていない。	繰出基準の見直しや実績数値の反映手法の検討とあわせて今後検討する。

平成12年度の指摘に関して県の措置がどのような状況であるか、繰出基準の提示を求めたところ、平成16年度においては定められておらず、実績数値の反映手法は確立されていないのは適切でない。

また、院内託児所の保育料について、平成12年度包括外部監査において、次のような指摘に対し、県の措置として報告された内容は次のとおりであった。

指摘事項	県の措置状況報告
無料化されている夜間早朝保育について実費を考慮した応分負担を検討すべきである。	職員に実費を考慮した一定額の負担を求める方向で検討する。

平成16年度においては、夜間早朝保育利用者の保育料負担はない。現在の県内看護職員需給バランスは 実質的には十分に均衡がとれているものではない状況にある。

看護職員の確保の観点から、「夜間早朝保育利用者の保育料負担はない」ことが施策として必要であれば、その旨を明確にすべきである。

指摘されて以来5年が経過しているが、適切な措置が講じられていないことは、平成12年度包括外部監査報告がその場限りのものに終わっていたといわざるを得ない。包括外部監査結果報告への対応は的確に行われなければならない。

(6) (財)山梨県臓器移植推進財団補助金

単位：千円

交付先	(財)山梨県臓器移植推進財団
根拠法令等	臓器の移植に関する法律、(財)山梨県臓器移植推進財団補助金交付要綱
事業の目的	腎不全患者等に対する臓器の提供を促進するため、一般県民を対象に臓器移植についての普及啓発事業を行う。
事業の内容	この補助事業は、平成15年度までは事業費及び運営費を補助していたが、平成16年度からは普及啓発活動に係る事業経費に限定する改正をしている。 なお、交付先は、(財)山梨県腎バンクとして昭和61年に設立され、平成12年に現在の(財)山梨県臓器移植推進財団に名称を変更している。平成17年3月における出捐状況は、県10,000千円、市町村10,000千円、ライオンズクラブ23,625千円の計43,625千円となっている。平成12年度まではドナー登録制度であったが、平成13年度よりドナーカード所持方式になっている。
補助開始時期	昭和60年度
補助終期	明確な定めがない。
補助金額	500,000円(県単)
算定方法	事業費の1/2 ただし500千円を限度とする。
担当部署	福祉保健部医務課

① 補助団体の経営状況を勘案した補助制度とすべきもの

この財団の過去5年間の収支及び繰越金は、下表のとおりである。平成13年度末の繰越金は4,032千円で報告され、繰越金の内訳は現金、預貯金及びMFであり内訳内容は正しく計算されていた。

しかし、平成14年度報告書を確認したところ、平成13年度よりの繰越金は3,107千円となっており、「基金」として積み立てた山梨中央銀行の預金925,126円が報告されていない。以後の各年度において当該預金は報告されず、平成16年度末現在でも県に対する報告資料には基金に係る預金についての報告はない。また、平成16年度において「退職引当預金」100千円についても当該預金の報告がされていないのは適切でない。

平成16年度からは運営費補助部分を廃止し、事業費補助としたことは評価できる。しかし、事業費補助としたとしても、補助団体の運営状態を把握した上で、助成の必要性を判断していく必要がある。預金等資産の現況を早急に調査し、補助団体の経営状況を勘案した補助制度とすべきである。

収入の部	H12	H13	H14	H15	H16
前年より繰越金	2,243	1,887	3,107	3,467	2,875
寄付運用等収入	3,673	7,445	4,773	4,231	3,792
収入合計	5,916	9,332	7,880	7,698	6,667

支出の部	H12	H13	H14	H15	H16
事業費	1,518	2,262	2,224	2,750	2,259
財団管理費	2,511	3,038	2,189	2,073	1,600
支出合計	4,029	5,300	4,413	4,823	3,859
繰越金	1,887	4,032	3,467	2,875	2,808

② 県と財団との役割分担を明確にすべきもの

平成9年に施行された「臓器の移植に関する法律」において臓器移植医療について地方公共団体はその理解を深めるための必要な処置を講ずる責務を明確化された。

県は、臓器移植に関する普及啓発活動を補助事業として実施してきたが、平成14年度より同財団法人との間で「臓器移植普及啓発事業委託契約」(契約締結平成16年9月10日、契約金額：313千円)を締結している。契約による事業実施計画書を提出させ、県がこれを承認することとしている。委託内容は、10月3日のイベントに関する内容であるため、県が支出する補助金にかかる事業実績と委託契約に係る事業実績報告とを比較してみた。

山梨県臓器移植推進財団補助金	臓器移植普及啓発事業委託契約
事業実績報告書	事業実施報告書(一部省略)
10月3日、臓器移植月間該当キャンペーンを県、協力会、アイバンク、県腎協の共催で県下7箇所において行なった。同時にオギノリバーシティイーで一般の方々を集め県CO(コーデイナーター)による臓器提供についての説明会を行い、啓発活動を高めた。またアンケートの収集を行なった。	10月3日、県内7箇所での臓器移植推進普及キャンペーンを実施し、カーボ・パソネットの配布と呼びかけを行なった。 オギノリバーシティイーにおいて山梨県コーデイナーター(CO)による「臓器提供、臓器移植について」の講演を行なった。会場内でのアンケート調査も行なわれ約200人の回答が得られた。

委託は、同財団が行う10月3日のイベントに対する委託契約である。しかしながら、事業実績報告などの内容を検証すると、実質的には県が同財

団に交付している補助金の事業内容と重複しているものである。県と財団との役割分担を明確にすべきである。

(7) (財)山梨県アイバノン補助金

交付先	(財) 山梨県アイバノン
根拠法令等	機器の移植に関する法律、(財)山梨県アイバノン補助金交付要綱
事業の目的	視力障害者に対する角膜の提供を促進するため、一般県民を対象に財団が行なう角膜移植についての普及啓発事業を支援する。
事業の内容	平成15年度までは事業費及び運営費を補助していたが、平成16年度からは普及啓発活動に係る事業経費に限定する改正をしている。 平成12年度まではドナー登録制度であったが、平成13年度よりドナーカード所持方式によっている。(財)山梨県アイバノンとして昭和58年に設立され、設立時は、ライオンズクラブが10,000千円、山梨県が5,000千円を出捐し開始された。
補助開始時期	昭和59年度
補助終期	明確な定めがない。
補助金額	500,000円(県単)
算定方法	事業費の1/2。ただし500千円を限度とする。
担当部課	福祉保健部医務課

① 補助団体の経営状況を勘案した補助制度とすべきもの

この財団の平成16年度繰越金累計額は4,056千円であり、過去5年間では1,900千円が留保されている。将来の運用益減少に備えているとの説明である。しかしながら、事業に対する助成は、当該事業を行う団体の経営状況を踏まえたものであるべきで、これは将来に向けての留保額への助成とも捉えられかねない。

財団の留保額の推移も十分考慮した上で補助の必要性を検討すべきである。

(表) (単位：千円)

収入の部	H12	H13	H14	H15	H16
前年より繰越金	2,155	1,576	3,727	4,355	3,872
寄付運用等収入	7,063	6,879	5,014	3,935	3,917
収入合計	9,218	8,455	8,741	8,290	7,789
支出の部	H12	H13	H14	H15	H16
事業費	5,115	2,691	2,262	2,430	1,783

財団管理費	2,527	1,984	2,124	1,988	1,950
支出合計	7,642	4,675	4,386	4,418	3,733

繰越金	1,576	3,780	4,355	3,872	4,056
-----	-------	-------	-------	-------	-------

② 成果指標の推移について調査すべきもの

平成12年度まではドナー登録制によっていたことから、補助金事業の成果として、登録者数及びその増加率が評価にかかる判断材料のひとつであったが、平成13年度よりドナーカード所持方式になったことにより、所持率が登録者数にかわる判断材料となる。しかしカード所持率、臓器提供の意思の有無に関する数値調査は定期的な実施がされていないのが実状である。県内のデータとしては、平成11年5月に山日YBSが行った意識調査の結果がある。それは、新社会人255人を対象としたもので、ドナーカード所持率19.6%、臓器提供望む45.1%、臓器提供望まない16.9%というものである。

県は補助事業の目的がどのように効果を挙げているかの検証をするために定期的に数値による意識調査をすべきである。平成17年3月現在の登録者数累計は、9,895人である。

登録者数の推移

	H12	H13	H14	H15	H16
ドナー登録者数	487名	190名	62名	109名	49名

(8) 看護学術研究事業費補助金

交付先	(社)山梨県看護協会
根拠法令等	山梨県看護学術研究事業費補助金交付要綱
事業の目的	看護職員の資質向上を図ると共に、保健に関する知識の普及並びに看護を通じての社会貢献を行う。
事業の内容	「山梨県看護学術集會」の学術集會費用、同企画委員会費用、同実行委員会費用を補助対象としている。
補助開始時期	昭和57年度
補助終期	明確な定めがない。
補助金額	600,000円(県単)
算定方法	補助対象経費から会費収入を差し引いた金額。但し600,000円を限度額とする。
担当部課	福祉保健部医務課

① 実績報告を検証すべきもの
 平成16年度は、企画委員会(10名で構成)は5回開催、実行委員会(12名で構成)は7回開催され、12月10日と11日に看護教育センター(甲府市東光寺)において看護学術研究の講演、発表、シンポジウム等の内容で集会が開催された。集会当日の参加者は500名(開催関係者及び一般参加者の計)との報告があった。本学術集会事業の収支は次のとおりである。

【収入の部】	
収入額	摘要
会費収入	一般参加者の会費 2,500円×386名
補助金収入	県からの補助金
合計	1,565,000円

【支出の部】	
支出額	摘要
企画委員会	委員10名の旅費、食事費、通信費の5回分
実行委員会	144,620円 委員12名の旅費、食事費、通信費の7回分
学術集会	1,339,280円 学会誌印刷 804,300円その他謝礼金等
合計	1,565,000円

支出額が補助金申請時の予算額と支出科目、細目、金額ともに全く同額であることから、報告書の検証状況を聴取したところ、支出の事実関係まで精査していないとのことであった。
 事業費の38.9%以上を県が補助しているにも拘らず、予算と実績の検証、各支出の必要性等についての考察がない。
 また、会場で協会が実施したアンケートの結果を確認したところ、参加者の熱心さと看護職務に対する高いレベルの意識が感じられると同時に、学会に対する期待や貴重な意見が多く挙げられていたとのことである。
 県は、このアンケートについての資料を徴取しておらず、また過去の資料についても提出がされているにも拘らず、その内容について事業終了後の検証がされていない。
 県は、収支報告と学会資料の受領のみでなく、事業の実施事実が把握できるような確に検証すべきである。

(9) 富士吉田市立看護専門学校運営費補助金	
交付先	富士吉田市
根拠法令等	富士吉田市立看護専門学校運営費補助金交付要綱
事業の目的	富士吉田市立看護専門学校の運営に対し財政的な支援を行なうことにより、看護師の養成力の強化を図る。
事業の内容	東部富士五湖地域で唯一の看護師養成所であり、この地域での看

補助開始時期	平成8年度	看護師需給バランスが確保されるよう補助する。
補助終期	明確な定めがない。	
補助金額	20,000,000円(定額)	
算定方法	(1) 総事業費-(授業料+交付税見込額) (2) 人件費、学校運営費、教育費、その他の運営費の20/50に相当する額。 (3) (1)、(2)のいずれか少ない金額。但し、20,000千円を限度。	
担当部課	福祉保健部医務課	

① 実績報告を検証すべきもの
 要綱で定める補助金額の算定法によると、交付対象経費の20/50に相当する金額は常に限度額をオーバーするため、補助額は過去8年間事実に20,000千円で定額となっている。
 県は、事業終了後に提出される実績報告により事業実施状況の確認をするが、収支報告書に添付される財務書類の内容を検証することはない。
 事実上限度額が補助額となっており、限度額の算出根拠について担当者に聴取したところ、限度額の根拠について明確な基準が示されなかった。また補助額算定(2)の額に乗ずることとして「20/50」の考え方は、補助開始時の学校生徒定数30名に県の要請人員20名を加えた50名のうちの県要請人員相当分であるとのことである。
 平成8年度当初と比較して、看護職員の需給計画の変更等により要請数の考え方も変化しているはずである。
 看護学校の収支は赤字になるケースが大半であり、補助金による事業の継続が必要であることは否めない。
 しかし、県が補助金を支出する場合、その支出目的、金額はその適正性を客観的に説明できるようにしておく必要がある。
 そのためにも、年度ごとの事業実績の検証を的確に行い、補助の適正性、公益性、必要性の検証を常に行えるような仕組み及び運用とすべきである。

7 衛生業務課

- 衛生業務課の分掌事務は、次のとおりである。(組織規則別表第1)
- 生活衛生関係営業に関すること
 - クリーンソング師及び製菓衛生師の身分に関すること
 - ねずみ、昆虫等の駆除に関すること
 - 化粧場等に関すること
 - 墓地及び埋火葬に関すること

- ・ 水道事業の指導監督に関する事
- ・ 食品衛生に関する事
- ・ と畜に関する事
- ・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事
- ・ 狂犬病予防及び犬の取締りに関する事
- ・ 建築物における衛生的環境の指導に関する事
- ・ 動物の愛護及び管理に関する事
- ・ プールの維持管理の指導に関する事
- ・ 乗車に関する事
- ・ 薬剤師の身分に関する事
- ・ 毒物及び劇物の取締りに関する事
- ・ 覚せい剤、麻薬及び大麻等の取締りに関する事
- ・ 採血及び供血の指導取締りに関する事
- ・ 衛生公害研究所、衛生監視指導センター、食肉衛生検査所及び動物愛護指導センターに関する事
- ・ 生活衛生適正化審議会に関する事
- ・ 医薬中毒審査会及び薬事審議会に関する事

(1) 動物愛護管理事業費補助金

交付先	(社) 山梨県獣医師会
根拠法令等	山梨県動物愛護管理事業費補助金交付要綱
事業の目的	県民の動物愛護の意識の高揚と動物の健康・安全の保持を図り、動物愛護思想の普及と県民意識の向上に寄与する。
事業の内容	県獣医師会が実施する動物愛護週間事業、動物の適正飼養の普及啓発事業、学術研修事業等の動物愛護の意識の高揚と動物の健康及び安全の保持を図る事業を補助対象として補助金を交付する。
補助開始時期	昭和 57 年度
補助終期	明確な定めがない。
補助金額	700,000 円 (県単)
算定方法	定額
担当部課	福祉保健部衛生薬務課

① 補助対象事業の見直しを的確に行うべきもの

この補助金は、平成 12 年度までは狂犬病予防事業を補助目的の中心にしてきたものであるが、平成 13 年度より狂犬病の事務が市町村に委譲されたことにより、補助目的の中心を動物愛護推進事業に置き、獣医師会に対する補助を継続し

ている。
平成 12 年度狂犬病予防事業費補助金及び平成 16 年度動物愛護管理事業費補助金の補助事業実績は、次の表とおりである。平成 13 年度から狂犬病予防事業の主たる補助対象事業は削除され、その他の補助対象事業は変わらないが、少なくとも平成 12 年度以降 5 年間は補助金額に変更はない。

(表) 補助事業実績年度比較

(単位：円)

補助対象事業経費	平成 12 年度		平成 16 年度	
	事業費	うち補助額	事業費	うち補助額
狂犬病予防事業普及推進事業費	930,853	330,000	—	—
学術研修事業費	1,112,859	250,000	622,500	300,000
調査研究事業費	333,040	20,000	100,000	50,000
動物愛護管理推進事業費	694,005	100,000	700,957	350,000
計	3,070,757	700,000	1,423,457	700,000

しかしながら、このように主要な補助対象事業が削除されたにもかかわらず、県は、動物愛護管理推進事業を中心とする事業以外にもこの団体(獣医師会)にはさまざまな面で協力を得ているため、これまでどおり 70 万円の定額補助とするとしている。

社会環境の変化に伴う地方制度改正により補助の中心となる狂犬病予防対策事業が削除され、補助対象事業が 4 事業から 3 事業となり、事業費総額が 5 割強減額されている。これを事業ごとに見ると、学術研修事業で 22.5%補助から 48.2%へと、調査研究事業で 6.0%から 50%へと、動物愛護管理推進事業で 14.4%から 49.9%へと大幅に補助率を上げている。しかし、そのことについての公益上の必要性を検討した経緯が判然としない。

定額補助のデメリットといわれている既得権化した扱いとの批判を招きかねない同額の補助を継続することに公益上の必要性があると認定することは困難である。

補助対象事業の見直しを的確に行うべきである。

② 補助対象事業の見直しを行うべきもの

補助金交付要綱によると、当該補助金の補助対象事業の一つとして学術研修事業及び調査研究事業があげられている。

学術研修事業は、要綱により(社)山梨県獣医師会の会員の学術研修に係るものであり、実績内容は講習会、学校飼育動物研修、シンポジウムへの参加が中

心である。また、調査研究事業は、要綱により動物由来の感染症及び狂犬病に係る調査研究であるが、「公衆衛生獣医師研修会」(ISO22000 について)及び「山梨県動物愛護及び管理連絡協議会」への参加である。

しかしながら、学術研修や調査研究といっても県主催の講習会あるいは講演会等への参加である。特に、学術研修は、本来、当該団体の会員(構成員)である獣医師個人が自己研鑽すべきことで補助事業には馴染まないものである。自己研鑽活動に係る補助対象事業について検討すべきである。

(2) 薬事情報センター運営費補助金

交付先	(社) 山梨県薬剤師会
根拠法令等	薬事情報センター運営費補助金交付要綱
事業の目的	県民及び医療関係者等からの医薬品等に対する問い合わせに對し、最新の薬事情報を提供することにより、正しい薬の知識普及や副作用等の未然防止を図る。
事業の内容	(社) 山梨県薬剤師会の事業のうち、一般及び医療関係者に對して医薬品等の効能効果、副作用、相互作用等の情報提供を目的とした薬事情報センター運営事業について補助するものである。
補助開始時期	昭和63年度
補助終期	明確な定めがない。
補助金額	1,000,000円(県単)
算定方法	定額
担当部課	福祉保健部衛生業務課

① 補助対象事業を明確にすべきもの

薬事情報に係る補助事業については、当該薬剤師会にその事業実施についての責務があるとともに、県にもその責務が課せられており、応分の負担をしているとの説明である。補助対象事業・経費は薬事情報センター運営事業全体(収支予算額6,530,000円)に及んでいる。

しかしながら、補助金1,000,000円を支出しているものの、その算出根拠が明確でない。
薬事情報運営センター事業について、定額補助とするのではなく、県と当該団体との役割分担(当該業務に対する責務の割合)を明らかにし、補助対象事業を明確にすべきである。

(3) 山梨県献血推進協議会事業費補助金

交付先	山梨県献血推進協議会
根拠法令等	山梨県献血推進協議会事業費補助金交付要綱
事業の目的	献血可能な県民に対し、献血の必要性を訴えて献血思想の普及を図り、県民医療に必要な血液及び国からの割り当てられる原料血浆を確保する。
事業の内容	献血推進協議会は、県内の血液事業の課題に迅速に対応するための関係者のネットワークであり、県ではきめ細やかな対応が難しい地域の実情に応じた献血活動やキャンペーン効果を高めるための活動を実施しており、県が支援している。
補助開始時期	昭和39年度
補助終期	明確な定めがない。
補助金額	1,900,000円(県単)
算定方法	定額
担当部課	福祉保健部衛生業務課

① 合理的な交付事務手続きとすべきもの

補助金交付要綱第4条は、交付申請のときに補助金等交付規則で要求される事業計画書及び収支予算書のはかに前年度の事業報告書、前年度の収支決算書及び協議会規約を添付書類として提出を求め、事業実績報告のときは事業報告、収支決算書及び協議会規約の提出を求めている。

このことは、協議会の事務局が衛生業務課に置かれているとはいえ、重複した手続きを行っているものであり適当でない。また、協議会規約も変更のない限り、申請のときのもので足りる。

補助金の交付事務手続きは、合理的に行われなければならない。

② 職務に専念する義務の免除を得て執務すべきもの

献血推進協議会は、厚生省業務局長通達(昭和39年)に基づき設置された任意団体で、同会規約により事務局は福祉保健部衛生業務課内に置かれ、同課職員が協議会の事務を行っている。

地方公務員には、職務に専念する義務(地方公務員法第35条)があり、法律及び条例等によって職務専念義務の免除がない限り、職務以外の事務に当ることができないものである。

当該補助団体事務は、国の通達によって設置された公益的な任意団体であっても衛生業務課の分掌する事務ではないことから、職務に専念する義務の免除に関

する条例及び同規則の規定に従って必要な手続きをとって執務に当るべきである。

(4) 食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金

交付先	(社) 山梨県食品衛生協会
根拠法令等	山梨県食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金交付要綱
事業の目的	食品業者による飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するとともに、県民・食品業者への食品衛生に関する正確な情報提供により、県民の公衆衛生の向上・増進に寄与する。
事業の内容	山梨県食品衛生協会が実施する食品衛生推進事業、食品衛生指導員活動事業等の県民の公衆衛生の向上及び増進に寄与する事業を補助対象事業として、補助金を交付する。
補助開始時期	昭和33年度
補助終期	明確な定めがない。
補助金額	3,400,000円(県単)
算定方法	定額
担当部課	福祉保健部衛生業務課

① 適時に要綱の改正を行うべきもの

補助金交付要綱、平成16年度の交付決定及び予算についてみると、次の表のとおり、要綱に規定する補助対象事業のうち食品衛生検査業務は、交付決定では補助対象とされず、要綱に規定されていない食品安全情報等事業が補助対象として決定されている。

(表) 補助対象事業等比較

補助対象事業	補助対象経費	要綱	交付決定	予算
① 協会の運営 (②、③に係る事業を除く。)	会議費、管理費、食品衛生推進事業費(③の経費を除く。)、その他知事が必要と認める経費	○	○	○
② 食品衛生検査業務	試験検査費	○	×	×
③ 食品衛生推進業務費	支部における食品衛生指導員の教育及び活動に係る経費	○	○	○
④ 食品安全情報等事業	食品安全情報相談室、食品相談窓口	—	○	○

(注1) ○印は補助対象事業、×印は補助対象外事業として取扱っているもの
(注2) : ④の食品安全情報等事業については、交付要綱には補助対象事業として

定められていない。

これは、食品衛生法の改正(平成15年5月)により指定検査機関制度から登録検査機関制度となったことに伴い、県では予算編成の過程で、食品検査業務に対する補助の見直しが行われ、平成16年度から補助対象事業から除外し、これに代えて新たに食の安全・安心を推進するため、食品衛生に関する正確な情報提供・相談受付が求められていることから、食品安全情報等事業を補助対象事業とした。

しかし、予算編成過程での見直しが要綱の改正に繋がっていないため、予算上の助成対象事業と要綱上の助成対象事業に不一致が生じる結果となっている。補助金交付等規則及び要綱は、補助金等の予算の適正な執行に関するものであり、とりわけ、要綱は、事業執行の根拠であり合規性のよりどころとなるものであることから、事業の内容が予算と要綱でずれるようなことがあってはならない。適時に要綱を改正すべきである。

② 補助金額の確定に当たり調査・確認内容を明確にすべきもの

この補助金については、実績報告に基づいて、補助金交付決定の内容及び条件に適合するとして補助金額の確定(平成17年5月)を行っている。ところで、当該補助金の交付決定書についてみると、協会運営費、食品衛生推進事業費(支部における食品衛生指導員の教育、食品安全情報相談室、食品相談窓口)3,400,000円が補助対象経費として決定されている。

しかしながら、補助金見直しによって追加された食品安全情報等事業(食品安全情報相談室及び食品相談窓口)に対する事業実績が報告されておらず、また当該団体の決算書の勘定科目において該当すべき勘定科目が見当たらない。

補助団体において、当該補助事業を実施したことの確認はどんな方法で行ったのか疑問といわざるを得ない。

補助金額の確定に当たっては、事業の実施状況の調査・確認を的確に行い、明確にしておくべきである。

③ 補助金の支出方法を精算払いとすべきもの

この補助金の支出方法についてみると、上期(8月)・下期(10月)にそれぞれ1,700,000円を概算払いしており、県は、その理由として「多くの事業が年度の上期に予定されており、また、補助金の一部を人件費に当てるため、精算払いでは事業執行に支障をきたすため」としている。

しかしながら、補助金交付申請書には、特段年度の前半に多くの事業を実施する旨の日程表もなく、申請書に添付された一般会計収入支出予算書において当該

補助金(3,400千円)は、収入(209,200千円)の1.62%を占めるに過ぎず、繰越金(3,693千円)も相当である。また、補助金の一部を人件費に充当との理由であるが、県の子算(要求資料)では管理費(人件費を含む。)を含む協会運営費の補助金配分額が360,000円であることからすると当該運営費に人件費補助は含まれていないと推測されることから、上記の理由で概算払いをすることは適正でない。

概算払いは、地方公共団体における支出方法の特例であることから、合理的な理由のない場合には原則に立ち返り、補助事業完了後の精算払いとすべきである。

(5) 公衆浴場施設改善費補助金

交付先	市町村：甲府市、都留市、大月市(最終交付先：一般公衆浴場(いわゆる「銭湯」)の営業者)
根拠法令等	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律 山梨県公衆浴場施設改善費補助金交付要綱
事業の目的	一般公衆浴場を対象に浴場が行う施設改善事業への市町村の補助に対して、県が間接補助することにより、公衆浴場の存続を図り、もって県民の利用の機会確保及び公衆衛生の向上・増進に寄与する。
事業の内容	一般公衆浴場の施設(煙突、ボイラー、パーナー、配管、カラソ、浴槽、洗い場、ろ過器、窓・ドア、脱衣室、玄関、その他知事が特に必要と認めたもの)の破損等に伴う施設改善事業に対して助成を行うものである。
補助開始時期	昭和48年度
補助終期	明確な定めがない。
補助金額	1,998,000円(3件)(県単)
算定方法	県は市町村が補助した額(上限100万円)の2/3を間接補助する。
担当部署	福祉保健部衛生業務課

① 間接補助事業者に対して交付条件を付すことを求めるべきもの

この補助金は、補助金交付要綱により、一般公衆浴場(いわゆる「銭湯」)の営業者が行う施設改善事業に対して市町村を経由して補助金を交付するものである。ところで、要綱によると、補助事業者(市町村)に対しては必要な補助条件を付するとともに間接補助事業者(営業者)に対しては次の条件を付すことを求めている。

- ア 間接補助事業に要する経費の変更又は間接補助事業の内容の変更をしようとするときは、補助事業者(市町村)の承認を受けること(20%以内の減

額変更は除く。)

- イ 間接補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは補助事業者(市町村)の承認を受けること
 ウ 間接補助事業が予定の期間内に完了する見込みのないとき又は間接補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業者に報告してその指示を受けること

エ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること

しかしながら、甲府市等各市に対する当該補助金交付決定通知書には補助条件が全く付されておらず、したがって間接補助事業者(営業者)に対する補助条件を付すことを求めている。

当該規定は、補助金等交付規則に同趣旨の条項があり、それに沿って当該補助金単独の要綱が定められており、また補助事業者を直接規制するには交付決定に条件を付す必要があることから規則及び要綱に従って交付決定に条件を付すとともに間接補助事業者について補助条件を付すことを求めるべきである。

(6) 生活衛生営業振興事業費補助金

交付先	(財) 山梨県生活衛生営業指導センター
根拠法令等	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 山梨県生活衛生営業振興事業費補助金交付要綱
事業の目的	(財) 山梨県生活衛生営業指導センターが行う生活衛生営業の衛生水準の向上と振興に資するための事業に対して補助することにより、県民の生活衛生思想の普及・啓発や生活衛生水準の維持向上を図る。
事業の内容	i 生活衛生営業における消費者サービスの向上、需要開拓等に資するための事業又はその助成 ii 生活衛生の専門技術者養成、確保事業又はその助成 iii 生活衛生営業の後継者育成の事業又はその助成
補助開始時期	平成12年度
補助終期	明確な定めがない。
補助金額	2,200,000円(県単)
算定方法	定額
担当部署	福祉保健部衛生業務課

① 補助対象事業を整理すべきもの

平成16年度この補助金の申請書及びその添付書類(事業計画書等)をみると、「第5回やまなし生衛フェア～感謝まつり」(開催日：H16.11.6～H16.11.7)に補助金の全額が充当されることとなり、事業実績報告においても当該事業計画に従って実施されている。また、過去5年間の事業実施状況をみても表のとおり、同様の状況となっている。

しかしながら、「第5回やまなし生衛フェア～感謝まつり」は、iの事業に該当するもののii及びiiiの事業は含まれるとは認められない。

実際の事業実施に当たっては、iの事業に補助金の全額が当てられているが、本来、上記事業のii専門技術者養成及びiiiの確保事業及び後継者育成事業は、補助事業者が自己責任において実施すべき事業であることから、これら補助対象事業を整理して明確にしておくべきである。

(表)

(単位：千円)

年度	補助金額	補助内訳及び補助額			
		1 消費者サービス の向上と需要 開拓等に資する 事業・助成	2 協同福利 厚生事業・助 成	3 専門技術者養成 確保事業・助成	4 後継者育成 事業・助成
12	2,500	2,200	300	※1に含む	※1に含む
13	2,500	2,200	300	※1に含む	※1に含む
14	2,500	2,200	300	※1に含む	※1に含む
15	2,500	2,200	300	※1に含む	※1に含む
16	2,200	2,200	—	※1に含む	※1に含む

(注) ※ 1の事業は、「生衛フェア感謝祭り」として実施。

※ 3及び4の事業は、1の事業と併せて実施。

また、補助金額の算定は、定額方式である。そのため、補助事業と補助との関連を検証することが難しく、現に過去5年間、1の事業のなかに3及び4の事業が含まれているとすることであるが、1、3及び4の事業についてそれぞれの所要額がいくらかが明らかになっていない。

制度発足から5年を経過し、補助団体が補助事業を自立して実施できるか否かを検証する時期に来ている。補助対象事業を明確にし、必要性等を検証しやすい仕組みとしていく必要があると考える。

② 所定の期間内に実績報告書を提出すべきもの

補助事業の実績報告は、補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金等の交付を決定した日の年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとされている(補助金等交付

規則第12条第2項)。

ところで、平成16年度補助金申請書において当該補助事業の実施要項が提出され、「第5回やまなし生衛フェア～感謝まつり」の開催日及び補助金の全額について各生活衛生同業組合別の配分計画表が添付されている。

しかしながら、補助事業は申請書のとおり実施され、11月の開催日(2日間)に事業完了しているにもかかわらず、当該補助金の実績報告は、大幅に遅れて平成17年3月25日付で提出されているのは適正でない。

補助事業の実績報告は、補助金等交付規則に従い、所定の期間内に提出させるべきである。

(7) 山梨県赤十字血液センター建設資金元利補助金

交付先	日本赤十字社山梨県支部
根拠法令等	山梨県赤十字血液センター建設資金元利補助金交付要綱
事業の目的	山梨県赤十字血液センターを移転新築整備することにより、血液供給体制の充実を図るため返済資金補助をする。
事業の内容	血液供給体制の充実を図るため、赤十字山梨県支部が血液センターを建設に当たり、借り受けた資金について、その元利償還金の元利について補助をする。
補助開始時期	昭和57年度
補助終期	平成16年度
補助金額	12,073,091円(県単)
算定方法	償還計画による
担当部課	福祉保健部衛生業務課

① 超長期の利子補給のあり方について検討すべきもの

県は、日本赤十字社山梨県支部が建設した赤十字血液センターの建設資金借入金の銀行に対する元利償還金について23年間にわたり、毎年度、補助金を交付している。同建設資金の借入れ・償還条件は次のとおりである。

(表) 赤十字血液センターに係る建設資金の借入・償還内容等

項目	内容
1. 借入金額	1. 475,924,000円
2. 使途	2. 山梨県赤十字会館血液センター建設資金
3. 返済期限	3. 昭和79年8月1日
4. 元金の返済方法	4. 第1回資金交付時より2年11ヶ月据え置き後、昭和60年2月1日を第1回とし、以後毎年8月、2月の

5. 利息	各1日に元利均等による半年賦償還とする。 なお、端数は最終回返済時に調整する。
6. 利息支払の時期及び方法	5. 7.30%
7. 契約日	6. 昭和57年8月1日を第1回とし、以後毎年2月、8月の各1日に、その日までの分を後取りする。
8. 貸付者	7. 昭和57年3月5日
9. 借受者	8. (株)山梨中央銀行 9. 日本赤十字社(代理人:日本赤十字山梨県支部 支部長)

この元利償還金支払いに対する補助金の支出については、昭和56年度補正予算において昭和57年度から昭和79年度まで23年間の債務負担行為とされている。

ところで、当該金銭消費貸借契約について、平成13年2月1日に契約変更(貸付利率7.30%から2.875%)され、最終回返還の平成16年8月2日までの利息支払い7,371,433円(=利息12,160,778円[利率7.30%]-利息4,789,345円[2.875%])が節減されている。これは、監査委員監査によって指摘されたことにより日本赤十字社が変更手続きを行った結果によるものである。

日本赤十字血液センターの建設資金借入時は、バブル経済の期間中であり、その後、平成時代に入り、間もなくしてバブル経済が崩壊し、バブル後の金利と比較すると当時の借入利息は、相当に高率である。確かに金銭消費貸借契約に基づく償還金の利息であるが、平成6年度から平成15年度までの金利についてみると4.30%~2.15%(4月1日時点の住宅金融公庫基準金利)の間にあり、金利について異常事態が生じていることから、その時々々の経済・社会状況を的確に把握して銀行との協議に当たらせる必要がある。

今後、超長期の利子補給については、社会経済状況の変動に対処できる方策を検討すべきである。

8 健康増進課

健康増進課の分掌事務は、次のとおりである。(組織規則別表第1)

- ・ 地方病予防に関する事
- ・ 健康づくりに関する事
- ・ 栄養士及び調理師に関する事
- ・ 栄養及び食生活に関する事(特殊栄養食品に関する事項を除く。)
- ・ 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事
- ・ 老人保健法の規定による保健事業(医療及び機能訓練を除く。)

に關すること

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關すること
- ・ ハンセン病に關すること
- ・ 結核予防に關すること
- ・ 難病対策に關すること
- ・ 予防接種に關すること
- ・ 不明疾患等に關すること
- ・ 母体保護に關すること
- ・ 母子保健に關すること
- ・ 小児医療給付に關すること
- ・ 歯科保健に關すること
- ・ 原子爆弾被爆者の医療等に關すること
- ・ 遷延性意識障害者に關すること
- ・ 精神保健福祉センターに關すること
- ・ 精神保健福祉審議会に關すること

(1) 健やか山梨21地域活性化推進事業費補助金

交付先	市町村
根拠法令等	健やか山梨21地域活性化促進事業費補助金交付要綱
事業の目的	健康づくりに寄与する地域活動の実践と活性化の促進を図り、県民の健やかな体・生活の保持と健康寿命の延伸を目的とする。
事業の内容	市町村において、栄養・食生活改善、身体活動・運動、休養・こころの健康、たばこ健康、アルコールと健康、歯の健康、その他、健康づくりに関する事業を実施する場合、その経費を補助する。
補助開始時期	平成22年度
補助終期	平成22年度
補助金額	11,944,000円(県単)
算定方法	市町村実施事業の事業費の内、補助対象経費の合計の1/2とし、予算の範囲内とする。
担当部課	福祉保健部健康増進課

① 補助条件を具体的に提示すべきもの

- 健やか山梨21地域活性化推進事業については、県が定めた「健やか山梨21」に基づき各市町村が実施する
ア 市町村における先駆的・模範的事业

- イ 地域特性を活かすなど独創的な事業
- ウ その他特に知事が必要と認める事業とされている。

そして、事業の具体的内容としては(ア)栄養・生活改善事業(イ)身体活動・運動事業(ウ)休養・こころの健康事業(エ)たばこ健康事業(オ)アルコールと健康事業(カ)歯の健康事業及びその他の事業に区分され、補助対象と認定された総費の1/2の範囲内で補助することとされている。

- この補助金の実績報告書を見たところ、
- イ 市町村で従来から実施してきている事業(乳児検診・ウォーキング等)について、当該補助事業対象として申請してきたものについて補助決定しているものが見られるが、補助金交付要綱上において補助条件として先駆的・模範的な事業としているものの、より具体的な内容が提示されていないこともあり、一般的にみると補助金を交付するには疑問を呈さざるを得ない事業について補助金を交付しているもの(旧春日居町・旧御坂町・旧山梨市・勝沼町・大和村・増穂町・旧長坂町・旧大泉村・旧武川村・大月市・忍野村・鳴沢村)。

- ii 事業実施日及び事業効果の測定方法の一つとしての参加人員などが明示されていないもの(南アルプス市・六郷町(食改善分)・旧中富町・小淵沢町)
- iii 簡単な事業内容と実施日及び参加人員は表示されているものの、医師・栄養士・健康運動指導士・歯科衛生士等が派遣されていることになっていないが、誰が何時どのような指導をしたか明確なものとなっていないもの(甲府市・田富町・南アルプス市・旧一宮町)。
- iv 料理教室では、どのような材料でどのような料理内容となっているか、又効果はどうかなど写真等を添付した具体的内容となっていないもの(甲府市・玉穂町・田富町・南アルプス市・旧春日居町・旧石和町・旧御坂町・旧一宮町・旧八代町・中道町・芦川村・豊富村・旧牧丘町・旧三富村・大和村・市川大門町・六郷町・旧下部町・旧中富町・南部町・韭崎市・旧大泉村・旧武川村・大月市・山中湖村)。

など補助事業が的確に検証できるような報告書となっていないのは適切でない。県は、補助金交付に当たり補助金交付要綱上、補助条件を具体的に提示すべきである。

(2) 健やか山梨21推進会議補助金

交付先	健やか山梨21推進会議
根拠法令等	健やか山梨21推進会議補助金交付要綱
事業の目的	健やか山梨21を広く県民運動として展開するとともに、健康づくり実践の普及啓発を図っている健やか山梨21推進会

事業の内容	議に補助する。
補助開始時期	平成13年度
補助金額	1,018,000円(県単)
算定方法	各事業を積算のうえ、積み上げる。
担当部課	福祉保健部健康増進課

① 県と市町村等との役割分担を明らかにすべきもの

この補助金の対象事業は、①「健やか山梨21」(計画期間平成13年度から平成22年度。平成17年度計画見直し。)の推進について検討するとともに、「健やか山梨21」の重点項目の啓発や「一団体一活動」の推進を図るための会議開催費、②普及啓発活動経費とされている。

推進会議は、保健衛生団体の代表者、関係団体の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員等からなり、事務局は福祉保健部健康増進課に置かれ事務職員は県職員となっている。

この推進会議は、従来の健康づくりにおける行政の役割は健康教育等による知識の提供に限られていたが、昨今の社会状況(少子高齢化の進行・要介護高齢者の増加・生活習慣病の増加・予防医学の進歩)を勘案し、広く県民の積極的な参加・協力を得て、健康づくりのための環境を整備していくことにより、個人の健康づくりを社会全体で支援していくことを基本とした「健やか山梨21」を推進することを目的として設置されたものである。

しかしながら、「健やか山梨21」の推進体制をみると、それぞれの啓発活動等の取り組みを実施するのは、県・市町村・関係団体等となっており、このことから「推進会議」を事業の実施主体と位置づけるには無理がある。

健康的な地域づくりは、行政や保健関係の団体のみでできるものではなく、「一団体一活動」の積み重ね、即ち行政や関係団体等がそれぞれの役割分担の中で実施していくことが望ましい。こうしたことから、推進会議に補助金を交付して実施している事業についてはこれを改め、県の役割の範囲内で直営事業として実施すべきである。

(3) 精神障害者小規模作業所事業費補助金

交付先	市町村
根拠法令等	山梨県精神障害者小規模作業所事業費補助金交付要綱

事業の目的	精神障害者を対象とする精神障害者小規模作業所を設置運営する団体に対して補助し、社会参加を促進させる。
事業の内容	市町村の精神障害者家族会を実施主体として、小規模作業所で行う在宅精神障害者の作業訓練・生活訓練に対して、その規模に応じて基準単面を設定し、その2分の1を補助する。
補助開始時期	昭和62年度
補助終期	明確な定めがない
補助金額	39,339,000円(県単)
算定方法	基準額については、対象人員5人以上10人以下については年額3,100,000円、11人以上20人未満については、6,200,000円となっており、この基準額と小規模作業所事業に要する経費と比較していずれか少ない方の額に1/2を乗じて得た額
担当部課	福祉保健部健康増進課

① 繰越金の許容範囲を定め補助率に反映すべきもの

南アールズ市が事業補助しているA作業所の平成16年度決算書をみると、補助額6,200,000円に対し繰越金が852,838円(前年度繰越金811,941円)と多額なものとなっている。
 そもそも運営費補助の主旨は、実施団体等が安定的に継続して事業ができ赤字団体にならないよう支援するもので、繰越金(剰余金)が増加することまで容認するものではない。
 今後、このような団体を対象とした補助金については、繰越許容額を定め、補助率に反映するよう検討すべきである。

② 実績報告書の様式を定めるべきもの

補助金交付要綱によれば、実績報告書については、様式により報告することとなっているものの、様式が定められていないこともあり、各市町村からの報告に統一性がみられず、例えば甲府市からの報告書では月ごとの開所日数・通所人員・就職し社会復帰した者の有無等、当該事業が目的とする内容が記載されていない実態にある。
 県は、補助効果の観点から成果が如何に上がっているかを判断すべきで補助効果の内容が分かるよう様式を定めるべきである。

③ 嘱託医の活動内容を明らかにすべきもの

事業実施要領によれば、訓練施設には嘱託医を1名置き対象者の状況を十分に把握し、社会復帰を促進することとされている。
 このように、当該事業には欠かせない嘱託医であるが、嘱託医の氏名・活動内容等については報告を求めらるべきであるが、嘱託医に対する報償費が予算化されおらず嘱託医を置いていないのか報告されていない状況にあるもの、報償費を予算化しているもののゼロ執行となっているものなどが見受けられる。
 嘱託医の活動の実態についての報告を求め、その内容を踏まえた的確な指導を行うべきである。

9 総合的意見

116件の補助金、1件の交付金及び1件の助成の監査を通して気付いた改善すべき事項について、次のとおり意見を付する。

(1) 市町村に対する関与と補助金のあり方

現行の地方自治制度上、県と市町村の間は連携の関係にあるが、県は市町村を包含しており、一般的には行財政能力も市町村より高いことなどから、両者の間に財政秩序がややもするとゆがめられることとなりやすい。

また、合併により市町村の規模も拡大し、基礎的自治体としての実態を備えつつある。

こうしたことから、県の市町村への関与のあり方、特に、県から市町村への補助金の交付のあり方も問われることになる。

県は、平成15年度の県単補助金の見直しの中で、投資的事業における上乗せ補助金等市町村に対する補助金についても廃止を打ち出し実施しているところであるが、厳しい財政状況の下、県と市町村との役割分担を踏まえる中で、今後も不断の見直しが必要である。

また、市町村は、その規模や財政力に差異こそあれ、自らの税收や地方交付税等により、財政基盤も民間等と比して確固としている。

こうしたことから、本来市町村の役割分野にまで県が助成するに当たっては、

ア 県が実現すべき施策・事業の客体が直接住民であり、市町村が事業主体として実施する方が効率的であること

イ 奨励的な補助金については、あくまでもモデル的・パイロット的な事業であり、制度が定着するまでの一定期間の助成であること

ウ 補助金額が市町村の財政規模に比して妥当であり、また、一律的な助成ではなく、財政力指数等、個々の市町村の行財政能力を勘案した

ものであること等の観点から検証していくことが求められると考える。

なお、例えば、本来県が行うべき仕事を市町村に任せていることによる補助金とか、県の政策・施策の実施のため市町村を実施主体とすることにより生ずる補助金等は、いわば義務的資格を帯びた補助金とも言える。

これら義務的資格の補助金であっても、常に社会的ニーズ等、時代の變化を踏まえ、その必要性や有効性等を検証していく必要がある。

(2) 長期補助金への対応

県の補助金については、終期の定めがなく、また、補助金交付開始後、相当の期間が経過している補助金が多く見受けられる。

この点において、平成15年度の外部監査で指摘されたが、改善が徹底されていない。

基本的には、見直しの契機を与えるという意味で終期設定を行うべきである。

また、補助の性質上継続的に財政的な支援を行うことが求められる場合で終期設定が難しい補助金であっても、一定期間経過後、例えば3年ごとに政策アセスメントの際に、必ずその必要性、有効性等を検証するようシステム化し、その検証結果についても公表すべきである。

(3) 定額補助金の見直し

定額補助金は、補助金の額をその事業の所要費用との関係において算出するのでなく、他の観点から決定する方法であり、一方、定率補助金は、補助金額を補助すべき事業又は事務の所要費用に一定の率を乗じて算出するものである。

定額補助金の問題点は、補助対象事業への具体的充当先が確認できないため、渡しきりの補助金となりがちであり、また、実績報告書からは当該補助金の必要性や有効性が判断できず、ひいては、当該補助金そのものの検証が困難であることである。

こうしたことから、今後、定額補助金は、補助対象事業を明確化した上で、原則、定率補助として見直ししていくべきであり、例外的に定額補助として存続する場合にあっては、その必要性の明確な説明が必要である。

(4) 県内に事務局を置く団体への補助金の見直し

補助事業を実施するに当たり実施団体を新たに設立したため、あるいは、補助事業を実施する既存団体の基盤が脆弱なため、県自らが団体の事務局を引き受けている場合が見受けられる。

県においては、平成17年3月に「県に事務局を置いて各種団体の見直し計画」を策定し、県が本来業務に専念できるよう、事務局の移管等の見直しを進めているところである。

この計画によると、「県も構成員となっている団体、設置根拠が明確で県の施策に密接に関係する団体」については、今回の見直し対象から除外されており、これら団体の多くが県から補助金を交付されているものである。

しかしながら、県内に事務局がある団体に対する補助事業については、補助金の交付申請事務と交付決定事務を同一の担当者行っていることから、当該補助金に対して公平性を欠き、政策アセスメントも意図どおりに機能しないおそれもある。

また、県職員には地方公務員法第35条に規定する職務に専念する義務があり、県の担当者が団体の事務にたずさわる場合には、条例等により職務専念義務の免除を受けなければならないが、この手続きがとられていない案件も見受けられる。

しかし、それ以前の議論として、職員が職務専念義務の免除を受けて団体の事務にたずさわる場合であっても、その人件費は県から支給されているものであり、また、当該職員には事故が生じた際に公務災害の認定が受けられない等不利益も想定されることから、本来、望ましい実態ではない。

こうしたことから、県内に事務局を置く団体への補助金については、原則として県以外の民間団体に事務局を移管するか、それが出来ない場合には直営事業として県自ら実施する等、抜本的に見直しを検討する必要がある。

(5) 補助団体の自立の促進

補助金が長期化すると、当該団体にとって、どうしても県からの補助金が既得権化し、この財源を前提とした事業計画が毎年度作られるなど、県に依存し、結果として団体の自立性も損ねる結果となってしまう場合がある。

また逆に、団体によっては、自己財源が潤沢にあり、このため、たとえ公益性があっても、県からの補助の必要性がない場合もある。

県は、団体に補助金を交付するに当たっては、当該団体において自己財源確保の努力がなされているか、また、その可能性はあるか審査する必要がある。

また、団体の自立性を促進するため、運営費補助の場合でも補助期間を一定期間に限定する等の仕組みや、適正な受益者負担を求めるなど団体の自己財源比率を高める仕組み等、補助団体に明確なインセンティブを与えられるよう、さらなる工夫が求められる。

(6) 少額補助金の今後のあり方

県では、平成15年度、50万円以下のいわゆる零細補助金について抜本の見直しを行った。

その際に県が定めた零細補助金の定義は、次のとおりである。

1件当たりの補助額が50万円以下で、かつ、次の条件にひとつ以上あてはまるもの

- ・ 定額補助であるもの
- ・ 充当率（補助額／事業費）が25%以上であるもの
- ・ 事業費が50万円以下であるもの

こうした考え方により、今まで行財政改革の度に課題とされてきた零細補助金について、一応の解決を見たことについては評価できる。

しかしながら、この定義によっても、県には50万円以下の極めて少額の補助金が存在する。

県は市町村を包含する広域の普通地方公共団体であること、また、合併により市町村の行財政規模が拡大していること、さらに、都道府県合併や道州制等大きな枠組みの中で地方制度が論じられるようになってきていることを考え合わせると、今後の県の役割の範疇、すなわち、たとえ公益性や必要性があったとしても、少額補助金についてどの程度（下限度）まで助成していくべきなのかについて、さらに検討を加え、ルール化していく必要があると考える。

(7) 財産処分制限

国においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という）が定められている。

県においても、補助事業の適正な執行を図るため、山梨県補助金等交付規則を定め、補助金の申請、審査、実績報告などの具体的手続きについて規定している。

しかしながら、補助金適正化法第22条に補助事業による取得財産及び効用増加財産の処分制限に関して規定しているのに対し、県においては、個別の補助金交付要綱で規定しているものはあるが、補助金交付規則にはこの規定が置かれていない。

県は、補助金の交付要綱で財産処分の制限を規定若しくは適正化法の準用規定を設け、これを担保しているとしていたが、この規定がない要綱も見受けられる。

県単独補助金においても、その財源が県民からの税金で賄われていること等を考えると、国に準じ、財産処分の制限について規則改正を行う必要

がある。

(8) 利子補給のあり方

利子補給金とは、資金の借入れに係る利子の支出に要する経費の一部又は全部に充てるため、国や地方公共団体が補給する金銭をいう。

利子補給の方式には、

- ・ 融資を受けた金融機関に利子補給金を支払う方式
- ・ 直接融資を受けた者に利子分の補給金を支払う方式

の二つがある。

利子補給金については、債務負担行為がなされ、予算の一部として議会においてその金額、利子補給率等が承認されている。

しかしながら、現在の低金利水準下において、制度創設時とそれ以降とは助成の実態が大きく乖離し、実質的に借入利率の全額を補助する結果となっているものも見受けられる。

こうしたことから、市場金利を出来る限り反映し、かつ、県の財政支出を最小限にとどめるものとするため、金利水準に連動し利子補給率が変動するような方策を検討するとともに、既存の利子補給についても資金の借り換えを認め、借換資金に対して利子補給を継続できるように努めるべきである。

(9) 複数の補助金の交付を受けている団体

1 団体が県から複数の補助金の交付を受けている例が見受けられた。この場合であっても、県に明確な施策目的があり、その実現のために団体の持つ人材やノウハウを活用することが施策目的の遂行のために効果的・効率的である場合には問題はない。

しかし、類似の事業に、しかも同一の部の複数の課から複数の補助金が交付されている場合は注意しなければならない。こうした事例においては、当該補助金そのものの公益性の説明が困難である場合が少なくない。

また、こうした補助金にあっては、補助団体が社会的にも発言力がある団体であることが少なくなく、それだけが原因とは言わないが、事業効果の検証が十分になされることなく助成が長期化し、既得権化してしまっている。

こうした1団体への複数の補助金交付は、縦割りの弊害の現れでもある。

1 団体に複数の補助金を交付する場合にあっては、その補助金の一つ一つの施策目的を常に意識し、その対象事業や経費積算の根拠を明確にするなどともに、目的の範囲内で補助金の統合やメニュー化するなど、見直しを図る必要がある。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番